【 手術 】

7 1 3 瞼板切除術 (巨大霰粒腫摘出)の算定について

《令和7年10月31日》

〇 取扱い

霰粒腫(巨大(霰粒腫)を除く)に対するK215 瞼板切除術(巨大霰粒腫摘出)の算定は、原則として認められない。

〇 取扱いを作成した根拠等

霰粒腫摘出に関しては、K214 霰粒腫摘出術とK215 瞼板切除術(巨大霰粒腫摘出)に区別されており、後者の手術を算定するに当たっては、レセプト上、対象が巨大(霰粒腫)であることを明確にする必要があると考える。

以上のことから、巨大(霰粒腫)の場合は、その旨、傷病名欄又は詳記に記載が必要であると判断した。